

『下柳千葉家文書』からみた御艦肝入と北上川舟運
—「上川御石艦順番帳」の考察を中心に—

鈴木 雄己

【要旨】

本稿の北上川舟運は江戸廻米に通ずる舟運の事を指す。この北上川舟運は北上川水系の川を用いて石巻まで米などを流していた仙台藩における一大行政の一つであり、仙台藩財政の柱となっていた。江戸時代における北上川舟運は河村孫兵衛の水運事業、港湾事業を経て江戸時代の北上川舟運として完成したものがあ

る。御艦肝入は北上川舟運で用いられていた御艦船と御艦主の管理と御艦船の運航などを司る村役人の名称である。この役職は代官所御本石役人の下に各河川の要地に置かれているようである。北上川舟運の先行研究はいくつかあるが、御艦肝入がどんな役職で、北上川舟運にどのような形で携わってきたのか、仙台藩によって北上川舟運がどのように運営されてきたのかについて解明されていなかった。また、自治体史で御艦肝入や仙台藩政下の北上川舟運運営についての記載はあったが、史料根拠が不明瞭なものが多く、考察がどこまで正確なものなのかは不明瞭であった。

よって本稿では、①仙台藩の北上川舟運の実態と②御艦肝入の役割の解明、③明治維新後の北上川舟運がどういう変遷を辿り衰退していったかを考察していった。

第一章では『下柳千葉家文書』の伝来と下柳千葉家の来歴について考察した。『下柳千葉家文書』は江刺郡大肝入であった下柳千葉家九代目である千葉幸作と上川御艦肝入を勤めた下柳千葉家十代兵右衛門から十二代兵左衛門が作成した文書を中心に約一万点収蔵されていると言われている。この事から、仙台藩政下における御艦肝入の役割や北上川舟運の実態を考察する上で貴重且つ重要な史料群であると言えるだろう。また、十代兵右衛門は寛政十二年（一八〇〇）頃御艦肝入に任命され、三代に渡って上川御艦肝入を勤めていた。十二代兵左衛門は仙台藩解体後も御艦肝入を勤めた。『下柳千葉家文書』に明治六年（一八七三）以降の史料が現在みつからない事から明治五年（一八七二）まで兵左衛門が御艦肝入を勤めていたことが推測される。しかし、現在も『下柳千葉家文書』は保存・目録作成を目的とした史料調査を現在進行しているため、実際に御艦肝入が明治六年（一八七三）に廃止されたかについては今後の調査・研究を通して明らかにしていきたい。

第二章第一節では天保十二年（一八四一）、文久二年（一八六二）、文久三年（一八六三）、元治元年（一八六四）、慶応元年（一八六五）、明治三年（一八七〇）、明治四年（一八七一）の「上川御石艦順番帳」を中心に表紙と「上川御石艦順番帳」記載の構成について考察した。第二節では、十一代目千葉幸作によって作成された天保十二年（一八四一）「上川御石艦順番帳」から北上川舟運の実態と上川御艦肝入の役割について考察し、第三節では、仙台藩政下で十二代目千葉兵左衛門によって作成された文久二年（一八六二）、文久三年（一

八六三)、元治元年(一八六四)、慶応元年(一八六五)「上川御石船順番帳」から北上川舟運の実態と上川御船肝入の役割について考察し、第四節では、明治新政府下の江刺県、一関県治政下で十二代目千葉兵左衛門によって作成された明治三年(一八七〇)、明治四年(一八七一)の「上川御石船順番帳」から北上川舟運の実態と上川御船肝入の役割について考察した。その中で上川御船肝入は少なからず、船の管理・運航、船主の統制、船頭の統制、船に関する規約の策定はどの時代も共通で行っており、時代によっては、船を商船として利用する事に対する許可を上のものに申請する役目、船の管理、積み込む品目とその数量(俵数)の把握、浅瀬(難所)の把握、ある地点からある地点までの里数の把握を役割としていたことが考察を通して明らかになった。また、北上川舟運が実際にどのように就航していたかを考察をもって通して多少明確にすることが出来た。そして「上川御石船順番帳」の記載内容はその時代の全国的な政治背景などに影響を及ぼされていることが考察を通して明らかとなった。

例えば、文久二年(一八六二)から元治元年(一八六四)に記載されていた積み込む品目とその数量(俵数)の記載は、蝦夷地警衛などによって米、大豆以外の商品作物の需要が増えたことによって荷の内容を把握する必要が出てきたため、積み込む品目とその数量(俵数)についての記載項目が増えたのではないかと考えることが出来た。

第二章第五節では、北上川舟運が明治維新後にどのような変遷を隔てて衰退したかについて少し考察を行った。明治新政府や大蔵省や民部省下にあった「石巻商社」(後の三陸商社)によって仙台藩政下の北上川舟運制度が解体され、地租改正によって貢米を運ぶことがなくなり、船に代わり新たに荷輸送をこなすことが出来る鉄道が新たに上野～仙台や上野～盛岡に敷かれた事が主な要因となっていたようである。

本稿では、「上川御船順番帳」を中心に様々な考察を行った。その中で上記にもあるように、上川御船肝入は船の管理・運航、船主の統制、船頭の統制、船に関する規約の策定などを行い、時代によっては、船を商船として利用する事の許可を上のものに申請する役目、船の管理、積み込む品目と積載量(俵数)の把握、浅瀬(難所)の把握、ある地点からある地点までの里数の把握を役割としていたことが明らかとなった。

また、仙台藩にとって北上川の上川流域が果たした江戸廻米等の役割は非常に大きいものであったと思われる。上下伊沢・江刺の三郡と北上川は仙台藩行政下でかなり必要な存在であったと評価する事が出来るのではないだろうか。上川流域が仙台藩政下でどのくらい重要な存在であったかの考察は今後の研究課題としたい。

北上川舟運を支えた上川御船肝入や船主、船頭、役人などは文書行政を通して日々時代に翻弄されながらも必死で仙台藩の行政、財政を支えてきた。それは仙台藩解体後の江刺県、一関県治政下で別な北上川舟運として続き、税納入が金納に変わるまで職務を全うしていたようである。